

婦人消防隊員等福祉共済制度規約

（平成4年4月1日）

（制度の目的及び内容）

第1条 この制度は、婦人消防隊員、婦人防火クラブ員等（以下「婦人消防隊員等」という。）が任務として防災活動に従事中（以下単に「防災活動に従事中」という。）又は従事中以外において死亡し、又は障害を受けた場合に、協同互助の共済制度を実施するものであり、加入者が死亡し、又は重度障害状態の場合には、弔慰金又は重度障害見舞金を、事故又は疾病で障害を受けた場合には、障害見舞金及び入院見舞金を支払う。

（加入資格者）

第2条 本制度に加入できる者は、年齢満76歳未満の婦人消防隊員等で、効力発生の前日、又は加入申込の時のいずれか遅いときにおいて健康である者。

（加入の時期）

第3条 本制度の加入日は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日とする。

（脱退）

第4条 加入者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもってこの制度から脱退する。

- (1) 加入者が死亡し、又は重度障害状態のとき。
- (2) 掛金が公費（公費に準ずるものを含む。）負担の加入者で、その者が退隊又は退会し、後任として入隊者又は入会者（以下「入隊者等」という。）があるとき。

（保障期間）

第5条 掛この制度の保障期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、1年毎に更新を行う。

（効力の発生）

第6条 加入の効力は、所定の掛金が払込まれた月の1日から発生する。ただし、公費（公費に準ずるものを含む。）負担加入者の後任としての入隊者等については、入隊日又は入会日とする。

（掛金）

第7条 掛金は、加入者1人につき、別表1のとおりとする。

（掛金の払込）

第8条 掛金は、所定の期日までに都道府県消防協会を經由して、日本消防協会の指定口座に払込まなければならない。加入日の属する月の末日までに掛金の払込がないときは、特別の事由がない限り、加入がなかったものとして処理する。

（弔慰金又は重度障害見舞金の支給）

第9条 加入者が死亡し、又は重度障害状態の場合には、その事由に応じて、次表の金額を弔慰金又は重度障害見舞金として支給する。

	給付事由	金額（万円）
甲 慰 金 又は 重 度 障 害 見 舞 金	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の防災活動に従事中の事故により傷害を受け、死亡又は重度障害状態の場合	500
	防災活動（上記の防災活動を除く。）に従事中の事故により傷害を受け、死亡又は重度障害状態の場合	300
	上記以外の事由で、死亡又は重度障害状態の場合	30

2 加入者が死亡し、又は重度障害状態の場合には、甲慰金又は重度障害見舞金の支給額をもって保障の限度とし、他の見舞金は支給しない。

3 加入者が事故又は疾病により障害見舞金又は入院見舞金の支給を受け、じ後これと原因を同じくして死亡し、又は重度障害状態になった場合には、新たに支給する甲慰金又は重度障害見舞金の額からすでに支給した障害見舞金及び入院見舞金の額を差引く。

（重度障害）

第10条 前条に規定する重度障害状態とは、加入者が症状固定により次の各号のいずれかに該当した場合とする。

- （1）両眼が失明したもの。
- （2）1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの。
- （3）両眼の視力が0.02以下になったもの。
- （4）咀嚼及び言語の機能を廃したもの。
- （5）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- （6）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
- （7）両上肢を腕関節以上で失ったもの。
- （8）両上肢の用を全廃したもの。
- （9）両下肢を足関節以上で失ったもの。
- （10）両下肢の用を全廃したもの。

（障害見舞金）

第11条 加入者が事故又は疾病を直接の原因として、その日から180日以内に別表に定める障害状態に該当したときは、その等級に応じて次表の金額を障害見舞金として支給する。

障害の等級	金額（万円）
第2級 障害のとき	25
第3級 障害のとき	20
第4級 障害のとき	15
第5級 障害のとき	10
第6級 障害のとき	6
第7級 障害のとき	3

- 2 障害見舞金の請求は、医師の診断により疾病固定したときとする。
- 3 加入者が同一の事故又は疾病により、別表 に定める障害を二以上同時に受けたときは、それぞれの障害の状態の等級に対応する金額を障害見舞金として支給する。ただし、それらの障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合には、それらの障害が属する等級のうち最も上位の等級に該当する障害見舞金を支給する。
- 4 加入者が異なる事故又は疾病により、2 回以上の障害を受けたときは、その都度それらの障害状態の等級に対応する金額を障害見舞金として支給する。ただし、それらの障害の状態がすでに支払事由となった障害を生じた身体の同一部位に加重して生じたものである場合には、加重の結果、新たに生じた障害状態の等級に対応する金額から、既に支払われた障害状態に対応する金額を控除して支給する。
- 5 加入者に対して支払う障害見舞金の額は、同一の原因又は同一の保障期間において、通算して25万円をもって限度とする。

（入院見舞金の支給）

第12条 加入者が、防災活動に従事中の事故又は疾病を直接の原因として、その日から180日以内に病院又は診療所に10日以上入院した場合及び防災活動に従事中意外にの事故又は疾病を直接の原因として、その日から180日以内に病院又は診療所に20日以上入院した場合は、入院1日につき600円を入院見舞金として給付する。

- 2 同一の原因による入院については、入院日数120日を以って限度とする。
- 3 入院見舞金の請求は、加入者が退院したとき、又は入院日数が120日を超えた時とする。

（弔慰金の受取人）

第13条 弔慰金の受取人の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

（共済金の請求手続き）

第14条 共済金の支払事由が発生したときは、その請求に必要な書類をとりそろえ、都道府県消防協会を経由のうえ日本消防協会に提出する。

（共済金請求に必要な書類）

第15条 共済金請求に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 婦人消防隊員等福祉共済金支払請求書
 - (2) 添付書類
 - イ 弔慰金
 - (イ) 受取人が、配偶者以外の場合は、戸籍謄本
 - (ロ) 受取人が数名に及ぶ場合は、受取人に対する委任状
 - (ハ) 防災活動に従事中の事故による死亡の場合には、市町村長又は消防本部の長の事故等状況書
 - ロ 重度障害見舞金
防災活動に従事中の事故により重度障害状態にある場合には、前イの(ハ)の状況書
- （弔慰金又は重度障害見舞金を支払わない場合）

第16条 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、弔慰金又は重度障害見舞金は支給しない。

- (1) 加入者が自殺し、又は自殺未遂により重度障害状態になったとき。
 - (2) 加入者が犯罪又は死刑の執行によって死亡し、又は重度障害状態になったとき。
 - (3) 弔慰金受取人が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害状態にさせたとき。
 - (4) 加入者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害状態になったとき。
 - (5) 加入者が飲酒を原因とする事故により死亡し、又は重度障害状態になったとき。
- （障害見舞金及び入院見舞金を支払わない場合）

第17条 障害見舞金及び入院見舞金の支払事由が、次の各号のいずれかに該当したときは、障害見舞金及び入院見舞金は支給しない。

- (1) 加入者の故意又は重大な過失によるとき。
 - (2) 加入者の犯罪行為によるとき。
 - (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故のとき。
 - (4) 加入者の自殺未遂によるとき。
 - (5) 戦争その他の変乱によるとき。
- （大災害等の発生）

第17条の2 地震、津波、噴火、風水害等の大災害等の発生によりこの規約に定める共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金の減額を行うことができるものとする。この場合、次回の代議員会にその内容を報告し、承認を得るものとする。

（加入の取消）

第18条 加入者が故意又は重大な過失により事実を告げなかったり、重大な事項について不実の事を告げたときは、加入を取消し、加入時に遡及して一切の権利を失うものとする。

この場合、すでに払い込まれた掛金は払戻しないものとする。

（時効）

第19条 共済金の支払いを請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がないときは消滅する。

（事務取扱）

第20条 この規約に基づく事務取扱については、別に定める事務取扱要領による。

（審査員）

第21条 この制度に関する保障等の重要事項を審査するため、審査員を置くことができる。

（規約に定められていない事項）

第22条 規約に定めのない事項又は疑義のあるものについては、福祉共済事業等運営委員会の議を経て定めるものとする。

（規約の変更）

第23条 この規約は、福祉共済事業等運営委員会の議を経て、変更することができる。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成4年4月1日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成9年5月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成23年5月11日から施行する。

別表

掛 金 額 表

加入の月	掛金額（円）
4月1日 加入	800
7月1日 加入	600
10月1日 加入	400
1月1日 加入	200

別表第

障 害 等 級 表

等 級	障 害
第 2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. 両眼の視力が0.06以下になったもの 3. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 4. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 5. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 6. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 7. 両耳の聴力を全く失ったもの 8. 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 9. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 10. 両手の手指の全部を失ったもの 11. 両手の手指の全部の用を廃したもの 12. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第 3 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 両眼の視力が0.1以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 6. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 9. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 10. 1上肢の用を全廃したもの 11. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 12. 1下肢を足関節以上で失ったもの 13. 1下肢の用を全廃したもの 14. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 15. 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの 16. 両足の足指の全部を失ったもの
第 4 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 3. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力を全く失い他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

	<ol style="list-style-type: none"> 5. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 7. 脊柱に運動障害を残すもの 8. 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 9. 1手の母指を含み2の手指を失ったもの 10. 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの 11. 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの 12. 両足の足指の全部の用を廃したもの 13. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 14. 1上肢に仮関節を残すもの 15. 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 16. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 17. 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 18. 1下肢に仮関節を残すもの 19. 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 20. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 21. 1足の足指の全部を失ったもの 22. 外貌に著しい醜状を残すもの 23. 脾臓又は1側の腎臓を失ったもの
<p>第5級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 1眼の視力が0.1以下になったもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 8. 1耳の聴力を全く失ったもの 9. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になったもの 10. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 11. 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 12. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 13. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 14. 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの 15. 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの 16. 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの 17. 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの

	<ol style="list-style-type: none"> 18. 1 下肢を 3 センチメ - トル以上短縮したもの 19. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 20. 1 上肢に 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 21. 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの 22. 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの 23. 1 足の足指の全部の用を廃したもの 24. 生殖器に著しい障害を残すもの
<p>第 6 級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 4. 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 6. 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 7. 両耳の聴力が 1 メ - トル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 8. 1 耳の聴力が 10 センチメ - トル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 9. 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 10. 胸腹部臓器に障害を残すもの 11. 脊柱に奇形を残すもの 12. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 13. 長管骨に奇形を残すもの 14. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 15. 1 手の中指又は薬指を失ったもの 16. 1 手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の 2 の手指の用を廃したもの 17. 1 手の中指又は薬指の用を廃したもの 18. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 19. 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの 20. 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの 21. 1 足の第 1 足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの 22. 局部に頑固な神経症状を残すもの 23. 外貌に醜状を残すもの
<p>第 7 級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの 2. 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 4. 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5. 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6. 1 耳の聴力が 1 メ - トル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 7. 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 8. 1 手の小指を失ったもの 9. 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの 10. 1 手の示指の指骨の一部を失ったもの 11. 1 手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの

12. 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの
13. 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
14. 1手の小指の用を廃したもの
15. 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの
16. 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの
17. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの
18. 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
19. 1足の第3足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの
20. 局部に神経症状を残すもの